

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

訓 令
○福島県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令

告 示

○会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件の一部を改正する件

○出納員をして当該出納員が会計管理者から委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させる件の一部を改正する件

福島県教育委員会

○教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会

○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

訓 令

福島県訓令第十三号

福島県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年三月二十日

本 庁 機 関

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令

福島県統計事務取扱規程（昭和三十三年福島県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（総合安全管理室の室長を除く。第六条において同じ。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

福島県告示第七十四号

会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件（昭和四十四年福島県告示第三百八十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。
平成二十七年三月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（統 計 課）

表中

| | |
|--|--|
| <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十一年政令第二百二十四号） 第八条、第十八条（第三十一条の七及び第三十二条） 第三十一条の六及び第三十二条の規定に基づく償還金及び利子、同令第三十一条の七及び第三十二条の場合を含む。） 並びに同令第十八条（第三十一条の七及び第三十二条で準用する場合を含む。）の納付金及び徴収金たる現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の収納、保管、記録管理及び指定金融機関等に対する払込みを行うこと。</p> | <p>保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課の所管に属する事務に関する上欄に掲げる事務</p> |
| <p>一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。） の収納及び指定金融機関等に対する払込みを行うこと。 二 物品（基金に属する</p> | <p>福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）別表第六の上欄に掲げる総室、局、課等の所管に属する事務に関する上欄に掲げる事務</p> |

を

一 現金（現金に代えて納付される証券の収納及び関等に対する払込みを行うこと）
二 物品（基金に属する現金、動産を含む保管（使用に係る保管を同じ。））及び

動産を含む。)の収納、
保管(使用中の物品に
係る保管を除く。以下
同じ。)及び記録管理
を行うこと。

金に代えて
券を含む。) 福島県財務規則(昭和三十
十九年福島県規則第十七
号)別表第六の上欄に掲
げる払込みを
指し、総室、局、課等の所
管に属する事務に関する
金に属する
上欄に掲げる事務
(。)の収納、
中の物品に
除く。以下
び記録管理

福祉部こども未来局」を加える。

(審査課)

福島県告示第七十五号

出納員をして当該出納員が会計管理者から委任を受けた事務の一部を出納員以外の会
計職員に委任させる件(昭和四十四年福島県告示第三百八十二号)の一部を次のように
改正し、平成二十七年四月一日から施行する。
平成二十七年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

表の一の項を削り、同表二の項中「財務規則別表第六」を「福島県財務規則(昭和三十
九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)別表第六」に、「局課等の」
を「局、課等の現金出納員又は」に改め、同項を同表一の項とし、同表三の項中「局課
等」を「局、課等」に改め、同項を同表二の項とし、同表四の項を同表三の項とし、同
表五の項を同表四の項とし、同表六の項中「物品出納員」の下に「又は物品取扱員」を
加え、同項を同表五の項とし、同表七の項から十の項までを一項ずつ繰り上げる。

(審査課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第1号

教育庁職員 本庁
教育委員会の所管に属する教育機関
教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のよう
に定める。
平成二十七年三月二十日

福島県教育委員会

教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(平成二十六年福島県教育委員会
訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表双葉郡への学校設置に関する業務に従事する職員の項中「いわき市四倉町字五丁
目四番地(四倉高等学校)」を「双葉郡広野町大字下浅見川字築地一二番地(ふたば未
来学園高等学校)」に改め、同表県立学校に係る学校管理及び人事管理の指導及び助言
に関する業務に従事する職員の項中「会津若松市追手町七番三二号」を「会津若松市追
手町七番五号」に改める。

第一号様式中

| | | |
|-------|-------|---------------|
| 所 属 長 | 課 長 | 駐在場所の 機関の長 |
| を | 所 属 長 | 駐在場所の 機関の長 |

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年三月二十日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第二号

